令和８年（フ）第１０１１号
東京都町田市金森２丁目34番４―105号
債務者　村山　文一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７２号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町302号
債務者　上田　健一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８４９号
京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番地　アーバンフラッツ四条西洞院　408
債務者　西浦　亜希
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７７号
京都市山科区音羽乙出町７番地１　メゾン音羽308、事業所所在地京都市伏見区竹田久保町62―１　足立ハイツ竹田506
債務者　ＣＯＮＮＥＸＡ　ＤＥＳＩＧＮこと
水谷　香織
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８８３号
京都市西京区樫原中垣外２番地３　20ｈｏｕｓｅ　３―Ａ
債務者　福西　　剣
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１７号
京都市南区吉祥院中島町30番地32、前住所京都市南区久世中久世町四丁目９番地３
債務者　杉山　真理
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番11―301号
ＪＰ羽曳野レジデンス
債務者　大橋　　瞳
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８０号
大阪府富田林市梅の里二丁目13番９号
債務者　福録　洋一
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１４号
堺市中区福田603番地　16―104号
債務者　西辻　良子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
堺市堺区南田出井町２丁５番８号
債務者　小野　桃代
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２４号
大阪府柏原市国分本町３丁目10番６号　新町ハイツ　105号
債務者　青木真砂代
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４１号
堺市南区三原台３丁40番２―307号
債務者　中野　正司
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４５号
堺市中区深井清水町1741番地４、前住所堺市堺区協和町４丁419番地　東団地６号館303号
債務者　山田　華香
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５０号
堺市北区百舌鳥梅北町３―125―168―301、住民票上の住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番２―610号
債務者　小泉　大稀
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
兵庫県川西市久代６丁目２番４―701号
債務者　中村南津子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市九日市上町40番地の11
債務者　坂東　麟飛
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係